

第1回県立特別支援学校誘致推進委員会 議事録

1 開催日時 令和3年10月7日(木) 午前10時～12時

2 開催場所 中央図書館 視聴覚室

3 出席者

(委員) 佐藤委員長、重栖副委員長、大友委員、小林委員、石川委員、高橋委員、
齊藤委員、竹岡委員、工藤委員、小檜山委員、河林委員、醍醐委員(12名出席)

(欠席委員) なし

(オブザーバー) 千葉県教育庁特別支援教育課 特別支援学校整備室
吉原室長、椎津主査

(事務局等) 教育総務部 高柳次長、丸山次長
教育研究センター 佐瀬所長、桑形副主査
教育政策課 宇田川課長、小倉係長、武田副主査、奥苑主任主事

4 議題

1. 開 会
2. 教育長挨拶
3. 自己紹介
4. 県立特別支援学校誘致推進委員会の設置趣旨について
5. 委員長・副委員長の選出
6. 議 事
 - (1) これまでの県立特別支援学校誘致に係る市の取組について
 - (2) 県立特別支援学校に通う市内の児童生徒数の現状等について
 - (3) 県立特別支援学校誘致に関する考え方について
 - (4) 県立特別支援学校誘致に係る学校施設の状況等について
7. 諸連絡
 - (1) 今後の会議日程について
8. 閉 会

5 議事の概要

1. 開 会

事務局 : (資料の確認、情報公開についての確認)
それでは、ただいまより第1回県立特別支援学校誘致推進委員会を始めます。

2. 教育長挨拶

教育長 : (挨拶)

3. 自己紹介

4. 県立特別支援学校誘致推進委員会の設置趣旨について

事務局 : (別紙1 設置要綱を基に趣旨説明)

事務局 : ただ今の設置要綱の説明についてご質問がありましたら、お願い致します。

5. 委員長・副委員長の選出

事務局 : 委員長・副委員長につきましては、『推進委員会設置要綱』の第5条第1項に「推進委員会に委員長及び副委員長を置く」という規定がございます。また、第2項に、「委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。」と規定がございます。いかがでしょうか、どなたか委員長をご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員の互選により、佐藤委員が委員長に選任され、重栖委員が副委員長に指名された。)

6. 議 事

(1) これまでの県立特別支援学校誘致に係る市の取組について

事務局 : (「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」及び 資料1「これまでの県立特別支援学校誘致に係る取組について」を基に説明)

委員長 : 委員の皆様からこれまでの経過につきましてご質問やご意見等がありましたらお願いします。

委員 : 浦安市は旧入船北小学校の跡地を利用して県立特別支援学校の誘致を進めてきたということでした。私は入船地区に居住していることからこの話は漏れ聞いていました。誘致されるという話を聞いて入船北自治会では協議をしたという話も聞いています。最終的には県と浦安市の予算の問題で進まなかったと聞きました。我々が(誘致推進委員会で)検討して、予算の問題でだめになるということがあるかもしれないので、旧入船北小学校跡地の時の経緯がどうなっていたのか伺いたい。わかる程度でよいので教えていただきたい。

委員長 : 把握できている範囲でご説明をお願いします。

事務局 : 旧入船北小学校の跡地利用について、行政が実施する事業の検討に当たりまして、特別支援学校を含めて、さまざまな事業を対象に検討方針や跡地の共通コンセプト、それから施設活用の考え方、これらに基づき検討しました。たとえば、改修工事の規模や期間満了後の移転の容易性など、多角的な視点から検討を行った結果、跡地利用として特別支援学校の誘致は、その時点で行わないことにした、と聞いています。

委員 : 予算の問題ではないということですね？

事務局 : 色々議論している中で、予算の問題も含まれていたとも考えられますが、全体的な跡地利用の議論の中で、そのような(誘致を行わない)形になったと伺っています。

- 委員：あくまで、噂で聞いたものなので、県と浦安市のどちらが予算をとるのかということだめになったと、最終的には聞いたため、この場で伺いました。
- 委員長：委員の心配としては、この会議において誘致を推進しようとなっても、折り合いがつかずに進まなければ勿体ないだろうというご指摘だったと思います。そういうことがないように私たちが議論を進めていければよいと思います。ほかにご意見ありますか。
- 委員：(事務局の説明で)多角的(な視点で検討をした)という話でした。県と一緒に検討したと思いますが、最終的に県の判断でというところが多かったのか、浦安市の判断でというところで実現に至らなかったのかというところが、ポイントであると思っています。今後の誘致も統合型か(既存の学校との)併設型かという中で考えていく上で、浦安市としても跡地を利用できるのかどうか、県と市どちらの考えが(誘致できなかった要因として)大きかったのかによって、これから考える方向性が変わるかと思います。端的に「どちらかの意見が大きかった」「こういう意見があって、誘致がストップした」ということがあれば、差支えない範囲でお答えいただければと思います。
- 事務局：県の方からとか、市の方からとか、どちらの意見が大きかったというところについては、難しいところがありますが、基本的には特別支援学校も含めて、その他の展開も含めて協議をした中での結論と認識しています。
- 副委員長：お二人の意見を聞いていますと、課題の部分が今後の我々の議論にかなり影響するというご指摘だったと思います。平成20年から浦安市は県に対して色々な要望もしてきているし、話し合いもしてきているが現段階で、県の第2次整備計画の間でも実際には進んでいない。いまだに実現していない背景、そこにある大きな課題について、県ではなく市としてどういう風に考えているのかを教えていただければ、これからの議論が進みやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
- 事務局：誘致に関しては、例えば教室の問題、近隣の問題、お金の問題など、色々な問題が出てきたと思います。市が誘致を進めていくに当たっては、旧入船北小学校も含めて、そのほかにも空き教室の活用であるとか、学校の統合はどのようなかということも検証しながら進めていきたいと考えています。
- 委員：先程来、旧入船北小学校のことが話題に上がっていますが、ある程度話が煮詰まって実現の可能性が見えてきた時期もあったと聞いています。しかし、最終的には誘致ができなかったということで、その要因については、我々にも明確には存じ上げていないということです。旧入船北小学校の誘致後も、市としては学校統合で空いた学校について「誘致をしよう」という基本的な考え方で進めてきたところですが、学校規模の適正化を合わせて進める中で、次の学校統合がなかなか見えてこないため、空き教室を利用した通常の学級と併設したやり方ではどうかということで、県と協議を始めたのが令和元年ということになります。

そこから、改めて仕切り直しということで、ニーズも十分伺っていますので、空いた学校ということは残しつつも、空き教室を利用するという新たな視点をもとに進めてきました。今、この二本立ての考え方をもとに進めていきたいと考えています。

委員：なぜ、入船北小学校で誘致をすることができなかったかということですが、当時の庁内での議論を申し上げますと、当時、特別支援学校の必要性・重要性は高いものがあって、教育委員会からも強い要望がありました。市長部局の判断で言うと、市の財産を統廃合をした後に使うというのは簡単なことだが、県立浦安高等学校や県立浦安南高等学校の在籍する生徒について、学校規模にかなり余裕があると判断していました。本来であれば、県立特別支援学校なので県の財産の中で整備していただくのが第一義的な判断ではないかという議論があり、それを、再度教育委員会に投げかけて、色々調整をしていたいていました。結果的にその可能性は難しいという判断になりましたが、まだ県立高等学校の施設を活用する可能性は捨てきれないというところもあり、旧入船北小学校の跡利用で言えば、今、利用している、まちづくり活動プラザのようなものを作ろうという判断に至ったと記憶しています。その後の検討では統廃合の校舎を使用しようという考えは崩していないが、統廃合は非常に時間も労力もかかることから、浦安市の考え方として学校の空き教室を活用した、既存校との併設型も視野に入れていこうということで整理をしているところです。

委員：今までの議論とは異なりますが、事務局から説明があった資料1のP1「解決したい課題」の中で、県立市川や船橋の特別支援学校に通学することが困難なことから、市内の特別支援学級に通学している場合があるという説明がありました。実際に、市の自立支援協議会の特に「こども部会」や「地域生活支援部会」の委員さんなどから、特に船橋特別支援学校については、バスが出ていると言っても、道路の状況によっては2時間以上もかかってしまう、特に医療的ケアを必要とするお子さんについては、看護師がバスに同乗していないので、保護者が送迎しなければならない、という問題があると聞いています。また、市内のこども発達センターの児童発達支援を利用しているお子さんたちは、毎年10名ほどが小学校に進学していきますが、何かあった時にすぐに行かなければということや、自家用車を持っていないという理由から、市外の特別支援学校への進学は敬遠してしまって、市内の特別支援学級を選ばざるを得ないという話をかなり聞いています。また、今後、医療的ケアを必要とする児童が増えていくことを想定すると、市内への県立特別支援学校の早期誘致が必要であると認識しています。また、資料1にある特別支援学校に通学する児童生徒数は実数であり、実際に市内にあれば通学する児童生徒はかなり多くなるのではないかと認識しています。

委員：ターゲットとする時期、いつを目途に誘致をしたいということがあるでしょうか。先程教育長のご挨拶の中で「(県立特別支援学校の誘致は) 悲願だ」というお話があったのと、個人的にはすべての児童生徒が自分たちで未来を切り開いていけるように、我々保護者もサポートしていければと思っているので、ぜひ誘致はしていきたいと思っています。とは言え、浦安市として、いつまでに誘致を成功させようというのがあるのかなのか、あるのであればそれはいつなのかお聞きしたいです。

事務局：タイムスケジュール的なものは千葉県と協議をしながら進展させていきたいと考えています。本日の資料の中でも後から触れたいと思っているところですが、今の考え方としては令和8年度開校に向けたスケジュールをもとに、誘致案について検証しているところです。

委員長：学校を一つつくるということは、簡単なことではありません。この浦安市につくる学校ですので、夢のある学校に向けて、みなさんのお知恵をお借りしながら、進めていきたいと思えます。

(2) 県立特別支援学校に通う市内の児童生徒数の現状等について

事務局：(資料2「県立特別支援学校に通う市内の児童生徒数の現状等について」を基に説明)

委員長：今、事務局より説明がありました、市内から市外の特別支援学校に通っている児童生徒の現状について、皆様からご質問等がございますか。

委員：今おっしゃっていたことは、(県立特別支援学校に) このくらいの児童生徒が通学しているので、設置しますということかと思いますが、浦安市内にいる特別支援学級に在籍する児童生徒は通えるのでしょうか。そうすると全体的にはもっと人数が増えるのではないかと思います。

事務局：推計に関しましては、浦安市特別支援教育のあり方検討報告書を作成した際に推計しております。その時点では、特別支援学校に通学する児童生徒を想定していますが、ご指摘があった通り、今は特別支援学級に在籍していても、特別支援学校が市内に誘致された場合には通学する児童生徒はいらっしゃると考えています。今後、特別支援学校を誘致することを考えた時に、そのような方々も想定した推計の修正も進めておりますので、ご指摘の内容も加味して進めていきたいと思えます。

委員：特別支援学級に通っている保護者の方は、通常学級に通学する児童生徒と一緒に勉強した方が、一般的な考えができるということで、希望されている方が多いということも聞いているのですが。

事務局：あり方検討報告書を作成する時に、保護者への意識調査や関係団体へのヒアリング調査も実施しております。その結果からは多様な形が見えてきていて、人によっては通常学級と一緒に学ばせたい、あるいは特別支援学級で学びたいなどの意見があり、そういった多様性は尊重していきたいと考えています。

委員：資料P7、P8で、小中学部で50人から70人が通学できる規模と書いてありますが、実際にそうだとすると、資料1の空き教室を利用して特別支援学校を誘致する場合、これらの子たちが入る施設は到底ないのではないかと考えるのですが、その場合、あちこちの学校に分散してというようなことも考えているのでしょうか。

事務局：今後、具体的な施設についても、シミュレーションを示し、見ていただきながら、ご意見をいただきたいと思っています。今のところあちこちの学校に分散して誘致するということは考えていません。

委員：小学部は小学部でまとまって設置しなければならないと思いますが。

事務局：学部ごとに、この施設に小学部、別の施設に中学部ということはあり得るかもしれませんが、小学部を分けて誘致ということは考えていません。

委員長：ありがとうございます。児童生徒数の現状等を示していただきました。それを踏まえ、さらに、必要な特別支援学校の施設規模も踏まえて、誘致に関する考え方について、事務局より説明をお願いします。

(3) 県立特別支援学校誘致に関する考え方について

事務局：(資料3「県立特別支援学校誘致に関する考え方について」を基に説明)

委員長：多少専門的な話も加味されていますので、どのような障がいを対象とした、どのような特別支援学校を誘致するのが望ましいのか、委員の皆様からご意見ををお願いします。

委員：教育課程が知的障がいと、肢体不自由で異なるということですが、通常の児童生徒とも教育課程が違うのでしょうか。この教育課程がどういう形で異なるのか、知的と肢体不自由が異なるのは分かったのですが、通常学級と肢体不自由の方も異なるということについても、教えてください。

事務局：たとえば、通常の学級と(重複障がいではない)肢体不自由のみのお子さんの特別支援学校の教育課程の違いで言いますと、知的に何かサポートが必要ということではないので、国語や算数などの各教科は同じように実施することができます。ただし、身体的な部分ではケアが必要だったり訓練が必要だったりということがありますから、「自立活動の時間」※1を別途設ける必要があります。一方、知的障がい(重複も含む)の場合ですと、障がいの度合いにより、学校の中でも教育課程が異なりますけれども、自立活動の時間や国語、算数、理科、社会という教科等を合わせる形の教育(各教科等を合わせた指導※2)を行っていることも多くあります。

委員：私も知的障がい者・児の方々と長年かかわっている関係があり、色々な課題も認識しております。併設をする場合に、知的障がいの方々のサポート、環境を整備することはもちろんのことですが、同様に、(肢体不自由児も対象として)併設する場合に、肢体不自由の方々が存分に教育的配慮を受けながら学んでいけるということがとても重要なことであると思います。肢体不自由の方のこともよくよく配慮していただきたいなと思います。

委員長：(2)の場合、肢体不自由と知的障がいの重複の障がいをお持ちのお子さんについても、充実した教育を受けられるように配慮が必要というご意見、ごもっともだと思います。事務局の方に確認をしますが、(2)の知的障がいと肢体不自由の重複の誘致ということで、この委員会で確認をしておいた方がよろしいでしょうか。

事務局：色々な方にご参加いただいておりますので、ご意見をいただいて、今後整理をしていければと思います。

委員長：委員の方々はイメージが持てそうでしょうか。たとえば車いすユーザーの方でも、教科書を使って普通に勉強できるお子さんもおりますので、その場合には肢体不自由の学校の中で、教科書を使った学習を行っているわけですが、(2)の場合は、例えば車いすユーザーの方で、なおかつ特別な教育課程を用意する必要があるあるだろうという方を想定して、現実的には県立船橋・船橋夏見特別支援学校に通学する児童生徒が通学できる形の学校にしていこうとことです。では、よろしいでしょうか。我々としては、知的と肢体不自由との重複を念頭においた上で今後の議論を進めていくということで、次の議事に移りたいと思います。

※1 自立活動とは「個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域」であり、県立船橋特別支援学校（小学部）では、障がいの程度に応じてA課程で年間70～105時間、B課程で年間136～140時間、C課程で年間578～630時間が計画されている。（R3年度）

※2 学校教育法施行規則第三百十条－2「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあっては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」とされ、「各教科等を合わせた指導」と呼称される。

(4) 県立特別支援学校誘致に係る学校施設の状況等について

委員長：県立特別支援学校誘致に係る学校施設の状況等について ということで、先程委員からのご指摘があった内容に関わるかと思えます。事務局お願いします。

事務局：(資料4「県立特別支援学校誘致に係る学校施設の状況等について」を基に説明)

委員長：誘致にあたっては、当然施設の余裕がなければ誘致できませんので、まずは現状について報告いただきました。委員の皆様から何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員：P11の学級数についてですが、ここがすごくポイントになるかと思えます。教室数から通常学級数を引いた形で算出をされていますが、実感として今使っていない教室をほかの形に転用して使用しているということが否めないと思っています。学校によってはPTAの会議室に利用したりということで、もう少し実態の調査をする必要があるかと思えます。

事務局：ありがとうございます。実際に教育政策課で作成しているものは非常に複雑

な表になっておりまして、そこには、少人数教室や通級指導教室として使用している部屋等、その他の利用についても加味して作成しています。今回は簡略化した表をお示しさせていただいているところですが、教育委員会として学校に整備すべき普通教室以外の教室につきましても加味した上で、表7、8の余裕教室数を算出させていただいているところです。

委員：書いていないだけだとは思いますが、高等部は様々な部屋が必要ということで、8教室と示されていますが、中学部も作業する部屋が必要です。

事務局：高等部は特に多くの作業室が必要ということで記載させていただきましたが、資料P13の県立市川特別支援学校の校舎配置図にもあるとおり、中学部においても作業室は必要になると考えております。

委員長：貴重なご質問だったと思います。ありがとうございます。

委員：全体の意見になってしまいますが、空き教室を活用した併設型はすごくよいなと個人的に思いました。というのは、特別支援学級との普通学級の交流でも子ども達はとても育っています。今までは施設を別にという意見で進めてきたと思うのですが、今回の案のように空き教室が上手に活用できるのであれば、お互いにすごく教育効果が高いと感じています。ただ、やはり表だけではよくわからない部分がありますので、次回、シミュレーションで、実際にどれくらいの教室が必要で、空き教室が使えるのかどうか、そこをもう少し検討を進めていただきたいと思います。併設型で進めるというのは、以前、特別支援学校の子どもが期間を設けて交流に来たことがあるのですが、本当に期間だけでは、すごく短くて、やはり地域に住んでいる子どもなので、併設で近くにいる、いつも顔を合わせることで、日頃から交流もできると思いますので、併設で進められるといいなと個人的に思います。

委員長：貴重なご意見、ありがとうございます。現在も習志野や鴨川の方に併設型がありますけれども、今のご意見のように日常的に子ども同士の交流が行われているように、非常にいい話を聞いております。

委員：次回、施設について具体的な検証の方向性も示されるということなので、学校側としてどのような教室の使い方をしているか、概略ですけれども参考として説明します。中学校で言えば、まずひとつの階に同じ学年は揃えたい。学年を1階と2階に分けるということは避けたい。それぞれの学年が使用する少人数教室などはできるだけ近場に置きたい。学校は3階建ての建物をうまくバランスよく、学年等の発達段階等に応じてクラス配置をしたいと考えます。そのため、安易に引き算をして空いた教室がすべて使用できるかということ、それは学校ごとの検証が必要になってくるかと思います。また、小学校で言えば、低学年などで、学年内で1階と2階に分かれてしまうと、学年等の機能が足りなくなってしまう場合も考えられます。そういったことを考えると、発達段階や学年の活動等に支障のない形でうまく併設ができるとよいと思います。今後、どこの学校を使うか検討されていくと思いますが、その学校との施設利用についての検証が必要かと思います。

委員 長：貴重なご意見、ありがとうございます。次回の検証に向けて、そのあたりのシミュレーションお示しいただければと思います。要はWinWinのような形にならなければ意味がありませんので、いい形で誘致ができればと思います。

委員：今の学校配置のご意見は、私も同じように感じていましたので、まさしくそうかなと思います。先程シミュレーションというお話がありましたが、実際、千葉県内でもいくつか他市で併設型で設置しているということがありましたので、その事例や実態についても調査、ヒアリングをしたりということがありますと、具体的に現実的なイメージになるかと思しますので、シミュレーションだけでなく、事例も集めたらという意見です。

委員 長：貴重なご意見、ありがとうございます。次回に向けてこのような資料を準備をとということも含めて、委員の皆様からご質問、ご意見いただけたらと思います。

委員：肢体不自由は介助が必要な子がほとんどです。人数で教室割りをされても、同じ数の教員や支援の方が入るということがあります。人数だけで教室を割り当てても、その倍の人数が入るので、その教室の振り分け方も考えていただきたいと思います。

委員 長：貴重なご意見かと思えます。ありがとうございます。次回までの準備等も含めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。今日は誘致の必要性を確認して、我々で誘致にあたってどういう障がい種の子ども達を対象としていくのか確認、誘致するとなったらどんなイメージを持っているのかということも含めて確認ができたかと思えます。次回の会議ではより具体的な内容をお示しいただけるということでしたので、今回の内容も踏まえて、次回議論ができればと思います。以上で議事終了しますがよろしいでしょうか。それでは、事務局の方にバトンタッチしますので、よろしく申し上げます。

7. 諸連絡

事務局：第2回県立特別支援学校誘致推進委員会の日程確認を行った。

11月11日（木）10：00～ 中央図書館視聴覚室

8. 閉会